

お客さま各位

足利小山信用金庫

「未利用口座管理手数料」適用対象口座の変更について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、長期間ご利用されていない普通預金口座が不正利用されることによる被害を防止するため、「未利用口座管理手数料」を、2020年4月1日以降に開設した普通預金を対象に導入しておりますが、2022年4月1日（金）から、2020年3月31日以前に開設された口座にも適用させていただき、下記のとおり適用対象口座を変更いたします。

未利用口座管理手数料は、長期間未利用となった預金口座に対して適用させていただくものであり、日常の入出金や口座振替等にご利用いただいているお客さまの口座が対象となることはありません。

今後とも一層のサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

	変更後	現在
対象預金種類	①普通預金口座（無利息型、総合口座を含む）、 ②貯蓄預金口座	①普通預金口座（総合口座を含む）
未利用期間開始の時期	・2020年4月1日以降に開設された普通預金口座（総合口座を含む） ⇒2020年4月1日以降 ・2020年3月31日以前に開設された普通預金口座（総合口座を含む）およびすべての（無利息型）、貯蓄預金口座 ⇒2022年4月1日以降	・2020年4月1日以降に開設された普通預金口座（総合口座を含む） ⇒2020年4月1日以降

《上記の他、次の条件に全て該当する口座が対象となります》

1. 最後のお取引（預入・払戻）から2年以上1度も預入、払戻がないこと。
（当該口座への利息入金、未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）
2. 該当の預金口座の残高が1万円未満であること。
3. 当金庫と定期性預金、預かり資産（国債・投資信託等）取引がないこと。
4. 当金庫でお借入がないこと。

※紛失などによりご利用を停止されている口座も対象となります

◆ 未利用口座管理手数料

年額1,200円（消費税別）

○対象口座となった場合には、お届けのご住所にご案内をさせていただきます。

「ご案内」が延着または到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到着したものとみなします。ご案内から一定期間（約3ヶ月）経過後もお取引がない場合に、対象の口座から手数料を引落しさせていただきます。

○口座の残高が「未利用口座管理手数料」未満の場合は、口座の残高全額を手数料としていただき、同口座を自動解約させていただきます。

※本手数料の返却および解約された口座の再利用はできません。

○長い間ご利用がない普通預金口座につきましては、ご利用の再開をお願いいたしますとともに、今後ともご利用予定のない口座については、不正利用防止の観点からご解約をお勧めいたします。

ご不明な点は、お取引店までお問い合わせください。

以 上